日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年３月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 25 年３月１日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．制定された日本工業規格

ステントグラフトの機械的試験方法	Ｔ0401
ヘルスケア製品の滅菌―ケミカルインジケーター―第１部：一般的要求事項	Ｔ11140―１
診断用Ｘ線管装置の負荷特性	Ｔ60613
医用電気機器―医用画像表示システム―第１部：評価方法	Ｔ62563―１
インプラント用チタン―ニッケル（Ti―Ni）合金	Ｔ7404

２．改正された日本工業規格

医用電気機器―第２―39部：自動腹膜かん（灌）流用装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―39

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部及び厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

標準仕様書（ＴＳ）の継続について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成25年３月１日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を継続した。

平成 25 年３月１日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．ＴＳ名称及び番号

継続されたＴＳ名称及び番号

数値シミュレーションによる金属製人工こ（股）関節大たい（腿）骨ステムの疲労強度評価方法	ＴＳ　Ｔ0013

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット
環境生活標準化推進室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

滋賀労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、滋賀県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成11年滋賀労働基準局最低工賃公示第２号）を平成25年２月28日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 25 年３月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

公　害

植物防疫法施行規則の改正に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の２第２項及び第16条の３第２項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 25 年３月１日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１　日時　平成25年３月12日午後２時から

２　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号
農林水産省三番町共用会議所

３　意見を聴こうとする事項　規則別表４、６及び７中アリモドキゾウムシの移動制限及び移動禁止の対象地域から沖縄県久米島、奥武島及びオーハ島を除外することについて

４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長

５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成25年３月６日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

６　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

７　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

国土調査法第二十九条の二第一項の規定による国土調査の成果と同一の効果があるものとすることについての公告

同　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年二月十五日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	兵庫県西宮市枝川町確定測量図及び兵庫県西宮市枝川町調査簿	兵庫県西宮市枝川町の一部
独立行政法人都市再生機構	今治広域都市計画区域第２地区区画整理事業今治新都市地区画整理事業計画図及び今治広域都市計画区域第２地区区画整理事業今治新都市地区画整理事業地籍調査簿	愛媛県今治市いこいの杜の全部及びしまなみ海道ルートの一部